

負担部分の、3割か4割かしらないが、この部分がはじめて増価をもたらす。このように考えると、投下された資本のすべてが増価である、またその中のある部分は永久に残るという考え方をしなくてもよい。このようなわけで、いまの公費部分の扱いで、かなり思いきったことをするならば、永久効果部分の取扱いを便宜上まるめることなんかなんでもないともいえる。

そのようなことは十分納得してもらえらると思う。

きょうここで公費部分をもたらす増価についてはどうするかという問題にふれてしまったのは、ゆきすぎかと思うけれども、そういうことをみんな意識しているにもかかわらず、なぜ参加者負担についての増価の帰属や償還のみがここで問題になっているかということを考えあわせると、いまの永久効果の取扱いも、思いきってせいぜい60年間はいかがでしようかと、ちょっと次元の違うことをあえて結びつけて、理由とした。

#### (4) 賃借人事業参加の実態

入沢 いま一般的に土地改良事業で、地主と賃借人が事業参加している割合というのは、実態としてどんなものか。要するに、小作料に上乗せして賃借人が払うというケースと、賃借人がもともと負担するケース、それはどういうことになっているか。

梶井 管理課でなにか調査があるか。

中須 数値的に明確にとらえた調査はないが、実感的には、少なくとも農用地利用増進事業とか、ああいう形で行われている賃貸借に関しては、ほとんどすべてが、所有者が3条資格者として事業に関わっているという形で、賃借人が3条資格者として参加している例はきわめて少ないというのが、一般論としてまちがいないかと思う。

入沢 そうなると、少し解説していただきたいが、現行の有益費或は改良費の負担、慣行的に各地で行われている費用負担のモデルケースと、この報告書にもとづ

く計算方式とはどういう関連で理解したらよいか。行政的に受けとめる場合には、新しく農用地利用増進事業をやる場合の実施基準みたいなものが、これによってつくられるということか。

**梶井** 現行の慣行にもとづく有益費の償還というのは、そういう慣行がかなり広汎に確認されれば、この計算方式もずいぶん違ったのだろうけれども、残念ながら、そういう有益費償還の慣行といえるほどのものは、一般的にまだつかめていない。それがいまの状況だと思う。

**石井** 地主負担だとすれば、そもそも有益費の償還という問題はないわけだ。問題は、古くからの農地改革残存小作地等にかかる。本来、土地改良法の3条資格者というものは、小作者たるべきであるということがあった。そういう小作地がどれぐらい残っており、しかもそういう小作地において現在土地改良負担をしているのは、小作人か地主かということだけが、現実的な問題だ。

**入沢** そうするとその場合、小作人の負担額の妥当性の問題に、これは結びつくということになるのか。

**石井** 本来ならば小作者が3条資格者であると土地改良法で決めているにも関わらず、それがどの程度に崩れているかということだ。45～50年頃までは、かなりの土地改良は小作者を3条資格者として実施されていたと思う。けれども50年以後、それはかなり崩れてきている。現在では地主参加、地主負担というところはかなり多いと思う。

それから45～50年以降になってくると、そもそも土地改良をやるときに、賃借権をいったん解約させ、そして地主本位の土地改良をやって、地主本位の換地をし、たまたま小作人がうんといわなかった場合には、新しく圃場整備を終わったところに小作人をのっける。だから集団化は、地主本位に行ってしまうと、小作人はかつての集団的なものから逆に、分散した圃場にのっかるようなことさえも、いままでは広汎にひろがっているように思う。利用増進事業関係の調査などにいくとそういうケースによくぶつかる。

そういう意味で現実問題としていけば、有益費償還請求という問題は、小作人が土地改良事業に参加していくかぎりでは45年の農地法改正以降、とくに50年の利用増進事業の発足以降、本来なら新しい小作地で問題になるはずなのだが、しかしこれらの新しい小作地は地主が土地改良費の負担をするので問題になりえない。しかもそのようなムードが古くからの小作地にすでに影響を及ぼしていることで、そこまでも有益費問題は事実上、どんどん解消していっているというふうに私には思える。そういう実態の方が、はたして賃貸借慣行の適正な形成という観点からしていいかということで、むしろ問題ではないかと思う。

私は、有益費問題だけを独立に扱うのは疑問で、賃貸借の期間、賃料水準なども一緒に、かつ、小作地のタイプ別に日本の農地賃貸借のあり方として検討することが必要で、小作料がむしろ上がりすぎている現在、そういう広い見地のなかで有益費のことも考えることがいっそう重要になっていると思う。

#### (5) 地主参加の実態と小作料上乘せ

**梶井** 例えば新潟の白根がそうでしょう。地主負担で土地改良事業をやったけれども、小作料に事業費負担を上乘せして、ポンと上げちゃったというケースもある。

**中須** ちょっと確認だが、いま話題になった5の(3)のところは、実態はまた実態の話で、この書き方は一般論としていけば、所有者が土地改良に参加した場合に、負担金の全部または一部、一定の金額を小作料水準に上乘せをして賃借人に負担させるということ自体は、きわめて当然のことではないのか。

**島本** 標準小作料は改良後の土地条件で定まってしまう。それにさらに工事費を上乘せする、あるいは半分もたせるという事態、そういうことを書いてある。従前の小作料に改良分を上乘せするということは、当然改良後の標準小作料の中に織り込まれている。それにさらに工事費を上乘せするという意味だ。

**中須** その実態的水準としても、本来どういう水準が正しいのかわからないけれども、とにかく適正な水準からみて明らかに高い負担を、賃借人にさせているとい